

人材開発支援助成金（定額制サービスによる訓練）について 令和6年10月1日から制度の見直しを行いました



見直しについてのご不明な点は事前に労働局までご相談ください！

労働局連絡先

このリーフレットでは、定額制サービスによる訓練を助成対象としている「人への投資促進コース（定額制訓練・自発的職業能力開発訓練）」、「事業展開等リスクリング支援コース」について、令和6年10月1日から見直される主な内容についてご紹介しています。

1 主な見直しの内容

- 人への投資促進コースの定額制訓練、自発的職業能力開発訓練、事業展開等リスクリング支援コースの助成額の上限額を1人1月あたり2万円に設定しました。

例えば、人への投資促進コース（定額制訓練）の申請で、10人12か月契約の場合は、 $10人 \times 12か月 \times 2万円 = 240万円$ が上限額となります。

- 人への投資促進コースの定額制訓練、自発的職業能力開発訓練、事業展開等リスクリング支援コースにおいて定額制サービスによる訓練を実施する場合、労働者1人1年度あたり3回（※1）と設定しました。

※1 4月1日から翌年3月31日までの支給申請回数となります。ただし、令和6年度に限り、令和6年10月から翌年3月31日までの支給申請回数となります。

○人への投資促進コース（定額制訓練）

	改正前	令和6年10月～
上限額の設定	なし	1人1か月あたり2万円
労働者1人1年度当たりの支給回数	なし	3回※2

○人への投資促進コース（自発的職業能力開発訓練）

	改正前	令和6年10月～
上限額の設定	なし	1人1か月あたり2万円
労働者1人1年度当たりの支給回数	3回	3回※2

○事業展開等リスクリング支援コース

	改正前	令和6年10月～
上限額の設定	なし	1人1か月あたり2万円
労働者1人1年度当たりの支給回数	3回	3回※2

※2 ①人への投資促進コースの定額制訓練②自発的職業能力開発訓練③事業展開等リスクリング支援コースの3つのメニューで横断的に定額制サービスによる訓練を実施する場合に、回数のカウントは3つのメニュー合計で労働者1人1年度あたり3回となります。

（例）定額制サービスによる訓練を①で1回、②で1回活用した場合、①～③のいずれかで残り1回となります。

2 契約期間の重複した場合の対応について

定額制サービスに係る訓練について、既に申請した定額制サービスと対象事業所、訓練内容が同一、かつ、契約期間が重複する定額制サービスを申請する場合は、重複している契約期間は原則助成対象外としました。

3 自動更新契約の取扱いについて

契約が自動更新である定額制サービスの場合、改正前は契約の更新期間ごとに計画届を提出することを原則としていたしましたが、1年間を上限として、最初に締結した契約期間の初日から、事業主が任意に設定する日（※）までの期間ごとに、計画届を提出するという方法に変更しました。

※ 契約の更新期間の最終日のいずれかの日で設定する必要があります。

4 提出書類の変更について

(1) 計画届の提出の際に必要な「対象者の一覧を記載する様式」について、コースごとに、以下のとおり、変更しました。

① 人への投資促進コース（定額制訓練）

改正前 定額制訓練に関する対象者一覧（様式第4-2号）

改正後 定額制サービスによる訓練に関する対象者一覧（様式第4-2号）

② 人への投資促進コース（自発的職業能力開発訓練） ※定額制サービスによる訓練に限る。

改正前 訓練別の対象者一覧（様式第4-1号）

改正後 定額制サービスによる訓練に関する対象者一覧（様式第4-2号）

③ 事業展開等リスキリング支援コース ※定額制サービスによる訓練に限る。

改正前 定額制サービスによる訓練に関する対象者一覧（様式第4-2号）

改正後 定額制サービスによる訓練に関する対象者一覧（様式第4-2号）

(2) 支給申請の際に必要な「経費助成額を算定するための様式」について、コースごとに、以下のとおり、変更しました。また、様式内に自動計算式を実装しました。

① 人への投資促進コース（定額制訓練）

改正前 定額制訓練に関する経費助成の内訳（様式第7-4号）

改正後 定額制サービスによる訓練に関する経費助成の内訳（様式第7-4号）

② 人への投資促進コース（自発的職業能力開発訓練） ※定額制サービスによる訓練に限る。

改正前 経費助成の内訳（様式第7-1号）

改正後 定額制サービスによる訓練に関する経費助成の内訳（様式第7-4号）

③ 事業展開等リスキリング支援コース ※定額制サービスによる訓練に限る。

改正前 定額制サービスによる訓練に関する経費助成の内訳（様式第7-2号）

改正後 定額制サービスによる訓練に関する経費助成の内訳（様式第7-4号）

なお、この内容が適用されるのは、「職業訓練実施計画書（様式第1-1号）」の届出日が、**令和6年10月1日以降**であるものとなります。

本助成金のご利用にあたりご不明な点は、管轄の労働局・ハローワークにお問い合わせ下さい。

新規事業展開やDX推進等の人材育成に 「人材開発支援助成金」が活用できます ～「事業展開等リスキング支援コース」のご案内～

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。「事業展開等リスキング支援コース」では、新たな事業の立ち上げなど事業展開等に伴い必要となる知識および技術を習得させるための訓練を助成の対象にしています。

支給対象

対象者

事業主：雇用保険適用事業所の事業主
労働者：雇用保険被保険者

助成金の詳細
はこちら →



訓練

- ① 訓練時間数が**10時間以上**であること
- ② **OFF-JT**（企業の事業活動と区別して行われる訓練）であること
- ③ **職務に関連した訓練**で、以下のいずれかに該当する訓練であること

- i. 企業において**事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識および技能の習得**をさせるための訓練
- ii. 事業展開は行わないが、事業主において**企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得**をさせるための訓練

注：本コースでは、事業展開などの内容を記載した「**事業展開等実施計画**」（様式第2号）を職業訓練実施計画届と併せて提出する必要があります。取り組み内容を整理し、具体的な記載ができるよう、事前に準備をお願いします。

注：「**事業展開**」は、訓練開始日から起算して、**3年以内に実施する予定のものまたは6か月以内に実施したものである**必要があります。

[参考] 事業展開の例：新商品や新サービスの開発、製造、提供または販売を開始する 等
デジタル・DX化の例：ITツールの活用や電子契約システムを導入し、社内のペーパーレス化を進めた 等
グリーン・カーボンニュートラル化の例：農薬の散布にトラクターを使用していたが、ドローンを導入した 等

助成率・助成額

① 助成率・助成限度額

経費助成率		賃金助成額（1人1時間）		1事業所1年度あたりの 助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	
75%	60%	960円	480円	1億円

② 受講者1人あたりの経費助成限度額

10時間以上100時間未満		100時間以上200時間未満		200時間以上	
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
30万円	20万円	40万円	25万円	50万円	30万円

注：e-ラーニング、通信制、定額制サービスによる訓練は経費助成のみです。

例)新規事業のための人材育成を行った場合

課題

1年後に先端技術(IoTや画像AI)を活用した安全監視のためのシステムを設計・開発・販売する事業を新たに立ち上げたいが、現在是对応できる人材が足りない。

実施訓練

- 訓練コース
AI技術の基礎および応用
- 訓練内容
AIの基礎知識、機械学習等の訓練
訓練時間：30時間 (7.5時間×4日間)
訓練経費：25万円/1人
4人受講する場合：100万円/4人

助成内容・成果

[助成率・額]

経費助成：75% (中小企業)
賃金助成：1時間あたり960円 (中小企業)

[左記の訓練内容の場合の例]

- 経費
経費助成：75万円 (25万円×75%×4人)
賃金助成：115,200円 (30時間×960円×4人)
- 成果
無事に新規事業を立ち上げることができ、新技術を活用した新製品や新サービスの開発、製造等を開始することができた。

助成金受給のための手続きの流れ

Step 0

職業能力開発推進者の選任、事業内職業能力開発計画の策定・自社の労働者に対する周知

- 事業内職業能力開発計画に基づき、職業訓練実施計画を作成する
- 作成した必要書類を訓練開始日の1か月前までに管轄労働局に提出する

■ 主な提出書類

所定の様式	<ul style="list-style-type: none"> ● 職業訓練実施計画届 ● 事業展開等実施計画 ● 訓練別の対象者一覧 など
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 訓練内容を確認できるカリキュラム ● 訓練期間中の労働条件がわかるもの (雇用契約書の写しなど) など

Step 2
訓練実施

- 職業訓練実施計画に基づき訓練を実施する
- 支給申請までに、訓練にかかった経費全額を支払う

- 訓練終了日の翌日から2か月以内に、必要書類を管轄労働局に申請する

■ 主な提出書類

所定の様式	<ul style="list-style-type: none"> ● 支給申請書、賃金助成の内訳等助成額を算定した書類 ● OFF-JT実施状況報告書 など
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業主が訓練費用を負担したことを確認できる振込通知書 ● 出勤簿、タイムカード、賃金台帳の写し など

Step 3
支給申請
(最寄りの労働局へ)



人材開発支援助成金活用例

人への投資促進コース：高度デジタル人材訓練

会社概要

中小企業（情報通信業）

従業員数：20名

事業内容：インターネット関連事業
（web・システム開発・
ネットワーク構築）



助成金を活用するに至った背景事情

今までは、スキルの習得はそれぞれ自己学習が基本であったが、企業の組織力強化のため、計画的に高度なデジタル分野の資格取得を目指すことになった。

人材育成上の課題

組織力強化のため、高度なデジタル分野の資格を持った核となる人材を育てることが課題。
計画的な業務命令ではなく個人任せにしていたため、今までは受験に繋がっていなかった。

人材開発支援助成金の活用

教育訓練の内容

- 教育訓練機関：外部教育訓練機関
- 受講コース：プロジェクトマネージャ試験対策講座
- 訓練目標：プロジェクトマネージャの資格取得を目指す
- 訓練時間：一人あたり30時間
- 受講料等：一人あたり200,000円
- ITSSレベル4に相当する資格試験の受験料：一人あたり80,000円

助成金のコース

人への投資促進コース(高度デジタル人材訓練)

高度デジタル人材*の育成のための訓練を実施した場合に助成が受けられる訓練メニューです。

*ITSS（ITスキル標準）レベル3・4の資格取得のための訓練、第四次産業革命スキル習得講座または大学（情報工学・情報科学）

助成率・額

<OFF-JT> ※（ ）内は中小企業以外の額

経費助成 75%(60%)

賃金助成 960円(480円)/h

助成金の額（一人あたり）

助成金の対象となる経費、賃金、実施助成

- 1（資格試験の受験料を含む）：280,000円
- 2 訓練時間に対する賃金助成（中小企業：960円/h）

支給額

<OFF-JT>

- 1 経費助成：210,000円
（受講料等（受験料を含む）×75%）
- 2 賃金助成：28,800円（30h×960円）

支給総額 238,800円

訓練の効果

- 資格を取得してさらに専門的な知識を身につけることで、プロジェクトの管理等を行うことが可能となり、管理職へ登用することができた。
- 高度な資格を保持している従業員がいることが会社の強み（アピールポイント）にもなっている。

今後の展開

経験の浅い従業員にも、いずれは高度な資格試験の受験に挑戦してもらえるように、計画的に人材育成に取り組んでいきたい。

人材開発支援助成金活用例

人への投資促進コース：情報技術分野認定実習併用職業訓練

会社概要

中小企業（情報通信業）

従業員数：30名

事業内容：情報処理、提供
（プログラムの作成）



助成金を活用するに至った背景事情

IT分野の経験者を優先的に採用していたが、人員の確保が難しかったため、未経験者を採用することになった。

人材育成上の課題

求人に応募してくる者は、IT分野未経験者が多かったが、一から教育することは難しく、未経験者を採用することができていなかった。

人材開発支援助成金の活用

教育訓練の内容

- 教育訓練機関：外部教育訓練機関
 - 受講コース：プログラミング講座
 - 訓練目標：スマート端末上の開発に必要なプログラミング言語の習得等
 - OJTの内容：実際に発注を受けたシステムの構築
 - 訓練時間：OFF-JTの一人あたり、800時間
OJTの一人あたり、200時間
 - 受講料等：一人あたり700,000円
 - ITSSレベル2に相当する資格試験の受験料：一人あたり50,000円
- ※付加的eラーニングにより実施される訓練等を実施した場合も助成対象となります。

助成金のコース

人への投資促進コース （情報技術分野認定実習併用職業訓練）

IT分野未経験者の即戦力化のための訓練※を実施した場合に、助成が受けられる訓練メニューです。
※OFF-JTとOJT（資格を取得している者等が講師を務めるもの）を組み合わせた訓練

助成率・額 ※（ ）内は中小企業以外の額

<OFF-JT>	
経費助成	60%(45%)
賃金助成	760円(380円)/h
<OJT>	
実施助成	200,000円（110,000円）（定額）

助成金の額（一人あたり）

助成金の対象となる経費、賃金、実施助成

- 1 プログラミング講座（資格試験の受験料を含む）
：750,000円
- 2 訓練時間に対する賃金助成（中小企業：760円/h）
- 3 OJT実施に係る助成（中小企業：200,000円）

支給額

<OFF-JT>

- 1 経費助成：450,000円
（受講料等（受験料を含む）×60%）
- 2 賃金助成：608,000円（800h×760円）

<OJT>

- 1 実施助成：200,000円

支給総額：1,258,000円

訓練の効果

- 未経験者にも、基本的な言語の習得や、実際に顧客からの発注にも携わってもらい、自社の従業員から丁寧にレクチャーすることで、未経験者から一人前のSEに成長させる事ができた。
- 資格を保持することで、従業員の自信にも繋がっている。

今後の展開

未経験者も戦力として採用できるため、若者の採用を積極的に行い、いずれは社の中核人材となってもらえるように、計画的に人材育成に取り組んでいきたい。

人材開発支援助成金活用例

人への投資促進コース：定額制訓練

会社概要

中小企業（製造業）

従業員数：130名

事業内容：自動車部品製造



助成金を活用するに至った背景事情

今までは、個々の従業員にあった訓練をそれぞれ実施していたが、訓練費用の削減のためにサブスクリプション型の訓練を実施することにした。

人材育成上の課題

個々の従業員にあった訓練を探す手間や、複数契約するため訓練費用が高額であり、訓練の機会を減らさざるを得ない状態となり、結果的に企業内の生産性が低下していた。

人材開発支援助成金の活用

教育訓練の内容

- 教育訓練機関：外部教育訓練機関
- 受講コース：営業職研修受け放題講座
- 訓練目標：
新入社員から管理職までの幅広い層に対応した営業力向上のためのeラーニング訓練
- 受講料等：420,000円
(1～50名まで1か月3.5万円×12月の料金)

助成金のコース

人への投資促進コース(定額制訓練)

労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とする「定額制訓練」（サブスクリプション型の研修サービス）を利用した場合に、助成が受けられる訓練メニューです。

助成率・額

※（ ）内は中小企業以外の額

<OFF-JT>

経費助成 60%(45%)

助成金の額

助成金の対象となる経費

営業職研修受け放題講座：420,000円

支給額 <OFF-JT>

経費助成：252,000円

(受講料等×60%)

支給総額 252,000円

訓練の効果

- 1つの訓練契約で幅広い層に訓練を行うことができ、個々の従業員にあった訓練を探す手間も省ける上に、複数の訓練を契約するよりも、安価な費用で抑えられた。
- 結果的に企業全体の生産性向上に繋がった。

今後の展開

訓練費用を安価な費用で抑えられたため、営業職以外の従業員向けの定額制訓練を実施することを検討し、計画的に人材育成に取り組んでいきたい。

人材開発支援助成金活用例

人への投資促進コース：自発的職業能力開発訓練

会社概要

中小企業（金融業）

従業員数：40名

事業内容：信用金庫

助成金を活用するに至った背景事情

従業員から、スキルアップのために休日や業務外の時間を利用して訓練を受講したいが、会社から補助があるとありがたいという声が出ていたため。

人材育成上の課題

従業員の学び・学び直しを会社として積極的に支援することにより、企業としての魅力を高め、従業員のモチベーションや生産性を向上させることが課題。

人材開発支援助成金の活用

教育訓練の内容

- 教育訓練機関：外部教育訓練機関
- 受講コース：中小企業診断士登録養成講座
- 訓練目標：中小企業診断士の資格取得を目指す
- 訓練時間：一人あたり40時間
- 受講料等：一人あたり300,000円

助成金のコース

人への投資促進コース(自発的職業能力開発訓練)

労働者が自発的に受講した訓練費用のうち、2分の1以上を負担する事業主に対する助成です。
※労働協約又は就業規則に自発的職業能力開発経費負担制度を定めるとともに、その制度に基づき経費を負担する必要があります。既に同制度を定め適用実績がある場合も対象となります。

※自発的職業能力開発経費負担制度とは、労働者が自発的に受講する際に要する直接的な経費について、全部又は一部を負担することを就業規則等に規定した制度のこと。

助成率

経費助成 45%

助成金の額（一人あたり）

助成金の対象となる経費助成

中小企業診断士養成講座：300,000円

事業主の負担割合50%の場合、事業主は150,000円を負担する

支給額

<OFF-JT>

経費助成：67,500円
(事業主の負担額×45%)

支給総額 67,500円

訓練の効果

中小企業診断士の資格を生かし、会社の生産性向上に寄与した。また、他の従業員も、自ら必要と思うスキルを身につけるために、積極的に学び・学び直しをする機運を醸成できた。

今後の展開

今回の自発的な訓練により身につけたスキルを発揮できる部署への配置換えや待遇の見直しを行い、他の労働者も制度を活用できるように働きかけていきたい。

人材開発支援助成金活用例

人への投資促進コース：長期教育訓練休暇等制度

会社概要

- 中小企業（運輸業）
- 従業員数：50名
- 事業内容：タクシー事業

助成金を活用するに至った背景事情

インバウンドによる外国人客の対応の増加に対応するため、労働者が自発的に英語を学びたいと考え、海外の語学学校に通うため制度を導入することにした。

人材育成上の課題

大企業のように、労働者が自発的にスキルアップを図るために、会社として支援を行いたいと考えているが、費用面を考えると対応ができなかった。

人材開発支援助成金の活用

教育訓練の内容

- 教育訓練機関：外部教育訓練機関
- 受講コース：英会話基礎クラス
- 訓練期間：6か月
- 訓練内容：
日常会話が可能な英語力を身につけるための訓練

助成金のコース

人への投資促進コース(長期教育訓練休暇等制度)

30日以上長期教育訓練休暇の取得が可能な制度を導入し、実際に適用した事業主に助成を行います。

助成額

- 制度導入経費助成 200,000円（1回限り）
- 賃金助成 6,000円/日
（最大150日分。有給休暇の場合に限る。人数制限無し。）

助成金の額

- 1 長期教育訓練休暇制度の導入
- 2 長期教育訓練休暇の取得を希望する労働者1名に対し、180日の有給による教育訓練休暇を付与

支給額

- 1 制度導入経費助成：200,000円
- 2 賃金助成：
 $6,000円 \times 150日（最大） = 900,000円$

支給総額 1,100,000円

制度導入の効果

長期間、労働者の1人が不在になることで、業務の調整は必要となったが、外国語を身につけた労働者がいることで、外国人客向けの観光ツアーを立ち上げることができ、結果として会社の利益に繋がった。

今後の展開

他の労働者にも制度を活用してもらい、労働者のスキルアップを支援したい。